

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料 第13部 歯科矯正 第1節 歯科矯正料 【新設】 N009 撤去（1個につき） 【名称の見直し】 【項目の見直し】 【項目の追加】	 撤去（1個につき） 1 帯環 2 ダイレクトボンドブラケット	 (新設) → [N008-2 植立（1本につき） 500点]] → [撤去]] → [1 帯環（1個につき） 2 ダイレクトボンドブラケット（1個につき）] (追加) → [3 歯科矯正用アンカースクリュー（1本につき) 100点]